

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

9月27日(金)に第33回暴力団壊滅秋田県民大会を、あきた芸術劇場ミルハス中ホールにて、午後2時～午後4時30分の予定で、秋田県、秋田市、秋田県警察と共催で開催いたします。大会次第として第1部:主催者挨拶、来賓祝辞、表彰、大会宣言、その後、警察音楽隊演奏によるプロムナードコンサート、第2部:午後3時40分から秋田ノーザンハピネッツ代表取締役社長水野勇氣氏が「バスケットで秋田を元気に～2026年Bプレミアの展望～」を講演します。※あらかじめ届出が無い場合でも入場自由、無料です。皆様のご来場お待ちしております。

不当要求防止、暴力団排除のための事業推進中です!

◎暴力団情勢～警察庁 組織犯罪対策課 発表等

暴力団排除の推進

※前回255号からの続きになります。

3 民間部門における暴力団排除

(4) 祭礼・露店からの暴力団排除

暴力団が祭礼や露店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進しています。 ※現在の祭礼・露店関係者は暴力団ではなく、街商協会会員の方になります。

【事例】 露店組合からの暴力団排除(令和5年5月、静岡)

露店の出店権を不正に取得したとして、令和5年3月、露店組合を実質的に支配する暴力団組織総長を詐欺罪で逮捕した。さらに、同総長に対し、露店事業への関与や同組織の解散等について指導を行った結果、同年5月、同総長が解散届を提出するに至り、同組織を壊滅させるとともに同組合から排除した。

4 地域・民間における暴力団排除

(1) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター(以下、都道府県センター)、弁護士会民事

介入暴力対策委員会(以下、民暴委員会)等と連携し、暴力団員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求等に対して必要な支援を行っている。

暴力団対策法第31条の2(威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任)の規定に基づく損害賠償請求訴訟(警察庁に報告があった、平成3年9月からの累計。)については、令和5年末現在で65件提起されており、このうち、係争中が20件、和解等による解決が45件となっている。

また、上記損害賠償請求訴訟のうち、特殊詐欺に関するものは20件提起されており、このうち係争中が6件、和解等による解決が14件となっている。

【事例】 双愛会傘下組織組長らによる詐欺事件

双愛会傘下組織組長らは、令和4年4月、県の感染拡大防止対策協力金事業を不正に利用しようと考え、自らが暴力団員であることを隠した上、同協力金を支給申請し、現金37万5,000円をだまし取った。令和5年5月、同組長ら2人を詐欺罪で逮捕した。

※不当要求者は用意周到 ～「手段を選ばない、違法・不当な活動」に、備えなければなりません。